

愛知県食品衛生協会江南支部運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛知県食品衛生協会江南支部（以下「江南支部」という。）が実施する消費者及び食品関係者に対する食品衛生意識の啓発・促進のために行う事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 食品衛生思想の普及高揚事業
- (2) 食品衛生指導事業
- (3) 食品検査事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、愛知県食品衛生協会江南支部運営費補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、江南支部に愛知県食品衛生協会江南支部運営費補助金交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の決定を受けた江南支部は、補助事業を完了したときは、愛知県食品衛生協会江南支部運営費補助金事業実績報告書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条による実績報告書の提出があったときは、書類の審査を行い補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払いとすることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月29日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。